

令和5年度

もくせい会総会要項

日時 令和5年5月16日(火) 午後3時45分

場所 志木市立志木第四小学校

もくせい会室(北校舎3階)

総会次第

1. 開会の言葉
2. 会長挨拶
3. 議事
 - 第一号議案 令和4年度事業報告並びに決算報告の件
 - 第二号議案 規約改正承認の件
 - 第三号議案 令和5年度事業計画案並びに予算案承認の件
 - 第四号議案 令和5年度本部役員及び会計監査委員承認の件
4. 学校長挨拶
5. 閉会の言葉

志木市立志木第四小学校もくせい会(PTA)

令和4年度 事業報告

定期総会

令和4年4月26日(規模を縮小して書面での決議)

本部役員会	4回
運営委員会	3回
臨時運営委員会	1回
代表者会	1回

【本部役員会】

役員会	4回
6/7	もくせい会会費集金
6/21	第1回本部役員会
	第1回運営委員会
10/1	第2回本部役員会
10/19	クリーン作戦
1/24	第3回本部役員会
	第2回運営委員会
	第1回代表者会
1/31	新入生保護者説明会 参加
3/14	第4回本部役員会
	第3回運営委員会
4/12	もくせい会会計監査

【市P連】

市P連会長副会長会議
市P連親睦バレーボール大会
市P連全体研修会(動画配信)

【地域DE子ども見守り隊】

会議	6回
9/1	あいさつ運動(中止)
11月	防災フェスタ(中止)
1/12	あいさつ運動、オンライン講演会
5/18	あいさつ運動

【選考委員会】

11/21	「R5年度もくせい会内会長・外会長・ 副会長および本部役員選出について」 さくら連絡網にて配信
11/22	「R5年度もくせい会内会長・外会長・ 副会長 立候補 推薦のお願い」配付
3月	「来年度本部役員について」 さくら連絡網にて配信

【学年代表委員会】

運営委員会出席	2回
代表者会出席	(委員長のみ)
＜学用品リサイクル＞	
1学期	授業参観時 収集譲渡
2学期	運動会時 収集譲渡
3学期	新入学児説明会 展示譲渡
	新学期懇談会時 新3年生対象 黄色帽子収集
もくせい会室清掃及びインクカートリッジ仕分け作業 計3回(6月、10月、3月)	
クリーン作戦(8月中止、10月19日開催)	
春休み中 新年度クラス役員選出と係登録の案内等印刷と準備	
新学期に配布と回収、仕分け作業	
新学期懇談会にて、クラス役員選出	

【子どものための行事委員会】

委員会	2回
資源回収	5回
「資源回収のお願い」配布	1回
9/27	芸術鑑賞教室

【広報委員会】

委員会	4回
取材活動	3回
6/7	市P連広報誌講習会参加(zoom)
7/15	広報誌「木犀～みんなのしんぶん No.55～」 発行
10月	ホームページ内【もくせい会の活動報告】 にクリーン作戦掲載(原稿作成)
11月	ホームページ内【学校行事の報告】に運動 会の様子を掲載(原稿作成)
3月	ホームページ内【もくせい広報通信】にvol.2 掲載(原稿作成)

【校外委員会】

校外委員会 1 回

- 5/17 地域への挨拶回り
- 6/2 立哨係、パトロール係へのお知らせ印刷・配布
- 1/30 新1年生入学説明会前日準備
- 1/31 新1年生登下校班調査

<地域DE子ども見守り隊>

役員会議、集い（校外委員からは参加なし）

- 1/12 あいさつ運動
- 5/18 あいさつ運動

<志木市交通安全母の会>

理事会 1 回

- 7/15 朝の交通安全指導
- 9/21 朝の交通安全指導
- 12/1 朝の交通安全指導
- 12/4 冬の交通事故防止運動街頭キャンペーン

【バレーボール係】

- 毎週水曜 四小体育館で練習
- 3.6.9.12 月 解放委員会
- 4/29 市 P 大会実行委員会
- 6/25 市 P 大会実行委員会
- 8/27 市 P 大会実行委員会
- 9/3 市 P 連親睦バレーボール大会

【研修会係】

- 11 月 「係活動のお知らせ」依頼
- 12/20 さくら連絡網にてお知らせ配信
- 1/19 地域保健委員会
- 3/13 全体研修会（動画配信）

【運動会係】

- 10/11 担当の先生と打ち合わせ
- 10/21 手紙配布
- 10/29 前日準備
- 10/30 第 43 回運動会
係登録者の取りまとめ、見回り、後片付け
- 11/22 担当の先生と反省会

<中止となったもの>

- 給食試食会
- 親の学習
- 市主催クリーン作戦
- 防災フェスタ
- 学内研修会

令和4年度 一般会計決算書

1. 収入の部

△予算額に対して減(単位:円)

項 目	予算額	決算額	比較増減	付 記
1. 会 費	876,000	869,400	△ 6,600	年会費2,400円×361世帯 途中転入出者:1,800円×1世帯 1,200円×1世帯
2. 資源回収の収益金	12,000	8,998	△ 3,002	回収業者より
3. 資源回収の補助金	1,000	600	△ 400	市より(年間150,000円まで)
4. 補 助 金	35,000	35,000	0	市より35,000円
5. 積 立 金	0	0	0	積立金会計より
6. 備品積立金	0	0	0	備品積立金より
7. 雑 収 入	0	7	7	普通預金利息(7円)
8. 繰 越 金	458,055	458,055	0	前年度繰越金
合 計	1,382,055	1,372,060	△ 9,995	

2. 支出の部

項 目	予算額	決算額	比較増減	付 記
1. 会 議 費	3,000	0	△ 3,000	
2. 渉 外 費	50,000	0	△ 50,000	
3. 事 務 費	50,000	15,765	△ 34,235	コピー用紙、プリンターインク他
4. 備 品 費	10,000	8,118	△ 1,882	USB、PCセキュリティソフト
5. 防災備蓄費	15,000	0	△ 15,000	
6. 交通通信費	5,000	0	△ 5,000	申請書等郵送代
7. 事 業 費	705,000	547,533	△ 157,467	
校外委員会費	5,000	0	△ 5,000	
子どものための行事委員会費	400,000	317,465	△ 82,535	芸術鑑賞会、お花、お弁当代他
広報委員会費	30,000	26,395	△ 3,605	広報誌印刷料、郵送代他
環境整備費	100,000	95,000	△ 5,000	環境整備助成
行事参加費	50,000	21,015	△ 28,985	バレー部活動、運動会
慶弔費	30,000	15,198	△ 14,802	餞別クオカード
地域DE子ども見守り隊費	30,000	10,000	△ 20,000	地域DE子ども見守り隊支援金
教育振興費	60,000	62,460	2,460	卒業記念品、名札代
8. 負 担 金	100,000	69,500	△ 30,500	市P連団体保険金、振込手数料、市P連関係負担金
9. 積 立 金	50,000	50,000	0	積立金会計へ繰入
10. 備品積立金	30,000	30,000	0	備品積立金会計へ繰入
11. 印刷機使用料	60,000	60,000	0	学校印刷機共有使用料(マスター、インク代)
12. WEB管理費	15,000	16,160	1,160	ホームページ利用料
13. 予 備 費	289,055	100,000	△ 189,055	書籍購入代
合 計	1,382,055	897,076	△ 484,979	

収入 1,372,060 円
 支出 897,076 円
 差引残高 474,984 円 (令和5年度へ繰越)

上記の通り報告いたします。 令和5年5月16日
 志木市立志木第四小学校もくせい会会長

令和5年4月12日の監査の結果、正確であることを認めます。
 志木市立志木第四小学校もくせい会会計監査

第二号議案

規約改正(案)

第7章 本部役員

【改正前】

第13条 この会の本部役員は次のとおりである。
会長2名、副会長3名、書記若干名、会計若干名、庶務若干名。
ただし、副会長3名の内、1名を教頭とする。
上記役員は、会計監査委員を兼ねることができない。

【改正後】

第13条 この会の本部役員は次のとおりである。
会長2名、副会長3名～若干名、書記若干名、会計若干名、庶務若干名。
ただし、副会長3名の内、1名を教頭とする。
上記役員は、会計監査委員を兼ねることができない。

第三号議案

令和5年度事業計画(案)

① 各活動

本部役員会
学年代表委員会・選考委員会・子どものための行事委員会・広報委員会・校外委員会
係登録 バレーボール・研修会・運動会・立哨・クリーン作戦・卒業対策・パトロール

② 年間活動

定期総会	環境整備協力
運営委員会	地域DE子ども見守り隊
臨時運営委員会	(子どもの安全に係わる活動への協力と参加)
代表者会	志木市PTA連合会保険制度加入
校外活動	志木市社会教育活動指導者賠償責任保険加入
アルミ缶・紙パック回収	志木市立学校PTA連合会
インクカートリッジ回収(ベルマーク活動)	他団体との連絡提携
学用品リサイクル	その他
バレーボール部	

令和5年度 一般会計予算(案)

1. 収入の部

△前年度に対して減(単位:円)

項 目	予算額	前年度予算額	比較増減	付 記
1. 会 費	837,600	876,000	△ 38,400	年間2,400円×349世帯
2. 資源回収	10,000	12,000	△ 2,000	回収業者より
3. 資源回収の補助金	600	1,000	△ 400	市より
4. 補 助 金	35,000	35,000	0	市、市P連より
5. 積 立 金	0	0	0	積立金会計より
6. 備品積立金	0	0	0	備品積立金会計より
7. 雑 収 入	0	0	0	
8. 繰 越 金	474,984	458,055	16,929	前年度繰越金
合 計	1,358,184	1,382,055	△ 23,871	

2. 支出の部

項 目	予算額	前年度予算額	比較増減	付 記
1. 会 議 費	3,000	3,000	0	もくせい会室お茶代、消耗品代他
2. 渉 外 費	50,000	50,000	0	市P連懇親会費他
3. 事 務 費	50,000	50,000	0	
4. 備 品 費	10,000	10,000	0	PCセキュリティ更新料
5. 防災備蓄費	0	15,000	△ 15,000	令和4年より中止の方向
6. 交通通信費	5,000	5,000	0	
7. 事 業 費	765,000	705,000	60,000	
校外委員会費	5,000	5,000	0	事務用品他
子どものための行事委員会費	500,000	400,000	100,000	音楽鑑賞会
広報委員会費	30,000	30,000	0	広報紙印刷料他
環境整備費	70,000	100,000	△ 30,000	環境整備助成他
行事参加費	50,000	50,000	0	バレー部活動、運動会、親の学習
慶弔費	30,000	30,000	0	
地域DE子ども見守り隊費	20,000	30,000	△ 10,000	会費、郵送代他
教育振興費	60,000	60,000	0	卒業記念品、名札代、保護者証
8. 負 担 金	100,000	100,000	0	県P連会費、市P連負担金・保険料
9. 積 立 金	30,000	50,000	△ 20,000	積立金会計へ繰入
10. 備品積立金	30,000	30,000	0	備品積立金へ繰入(PC購入等)
11. 印刷機使用料	30,000	60,000	△ 30,000	学校印刷機共有使用料(マスター、インク代)
12. Web管理費	20,000	15,000	5,000	HP費用
13. 予 備 費	265,184	289,055		
合 計	1,358,184	1,382,055	△ 23,871	

上記の通り提案いたします。 令和5年5月16日
志木市立志木第四小学校もくせい会会長

令和5年度 積立金会計予算(案)

1. 収入の部

△前年度に対して減(単位:円)

項 目	予算額	前年度予算額	比較増減	付 記
1.一般会計より	30,000	50,000	△ 20,000	前年は予算5万円、R5年度は従来通りの2万円減額
2.雑 収 入	0	0	0	
3.繰 越 金	2,211,978	2,161,940	50,038	
合 計	2,241,978	2,211,940	30,038	

2.支出の部

項 目	予算額	前年度予算額	比較増減	付 記
1.一般会計へ繰入	0	0	0	
合 計	0	0	0	

令和5年度 備品積立金会計予算(案)

1. 収入の部

△前年度に対して減(単位:円)

項 目	予算額	前年度予算額	比較増減	付 記
1.一般会計より	30,000	30,000	0	
2.雑 収 入	0	0	0	
3.繰 越 金	350,150	320,148	30,002	
合 計	380,150	350,148	30,002	

2.支出の部

項 目	予算額	前年度予算額	比較増減	付 記
1.一般会計へ繰入	0	0	0	
合 計	0	0	0	

上記の通り提案いたします。 令和5年5月16日

志木市立志木第四小学校もくせい会会長



第四号議案

令和5年度 本部役員および会計監査委員(案)

令和5年度もくせい会本部役員を下記の通り提案いたします。

外 会 長
内 会 長
副 会 長
副 会 長
副 会 長
副 会 長
書 記
書 記
会 計
会 計
庶 務
庶 務
庶 務



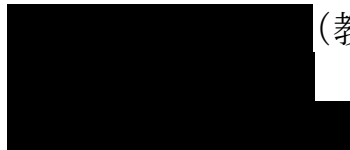
(教頭)

令和5年5月16日
選考委員会委員長



会計監査委員は、規約第8章第25条により下記の通り提案いたします。

会計監査委員
会計監査委員
会計監査委員



(教職員代表)

令和5年度 顧問

規約第13章第39条により下記の通りです。

顧 問



(敬称略)

志木第四小学校「もくせい会」規約

第1章 名称および事務所

第1条 この会は志木第四小学校「もくせい会」と称し、事務所を志木第四小学校におく。

第2章 目的および活動

第2条 この会は、もくせい会と学校とが協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的をとげるために次の活動をする。

1. よい会、よい学校となるように努める。
2. もくせい会と学校との緊密な連絡によって児童の生活を見守る。
3. 児童の生活環境をよくする。

第3章 方針

第4条 この会は教育を本旨とする民主的な会として、次の方針に従って活動する。

1. 児童の教育のために、活動する他の団体および機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行為を行わない。
3. この会または、この会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。

第4章 会員

第5条 この会の会員となることのできるものは次のとおりである。

1. 志木第四小学校に在籍する児童の父母または、これに代わるもの。
2. 志木第四小学校の教職員。

第6条 この会の会員は会費を1家庭年額2,400円納めるものとする。

第7条 会員はすべて平等の義務と権利を持つ。

第5章 経理

第8条 この会の活動に要する経費は、会費およびその他の収入による。

第9条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第10条 この会の決算は、会計監査を経て、総会に報告され、承認されなければならない。

第11条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 役員

第12条 クラス役員は各学級より必要数を選出する。

第7章 本部役員

- 第13条 この会の本部役員は次のとおりである。
会長2名、副会長3名、書記若干名、会計若干名、庶務若干名。
ただし、副会長3名の内、1名を教頭とする。
上記役員は、会計監査委員を兼ねることができない。
- 第14条 会長および、その他の本部役員は、総会において承認される。
- 第15条 本部役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。
- 第16条 会長は、総会、運営委員会および代表者を招集する。
- 第17条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時はその職務を代行する。
- 第18条 書記は、会長の指示に従ってこの会の記録事務を行う。
- 第19条 会計は、会長の指示に従っていっさいの会計事務を処理する。
- 第20条 庶務は、会長の指示に従ってこの会の庶務に従事する。
- 第21条 本部役員に欠員が生じた時は、運営委員会がこれを補充する。
- 第22条 会長・副会長は、原則として前年度に決定し、クラス役員には含まない。
やむ負えず、決定できない場合は、新年度のクラス役員(1年生の保護者は除く)より選出する。
- 第23条 会長・副会長を務めた人は、該当する子ども以外の兄弟姉妹の役員については免除とする。また任期期間中の係活動も免除とする。
- 第24条 会長・副会長以外の本部役員を2年連続してつとめた人は、該当する子ども以外の兄弟姉妹の役員を免除とする。

第8章 会計監査委員

- 第25条 この会の経理を監査するため3名の会計監査委員を置く。
ただし3名の内、1名を教職員とする。
- 第26条 会計監査委員は、総会において承認される。
- 第27条 会計監査委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

第9章 委員会

- 第28条 この会の活動に必要な事項を実現するために各委員会を置く。
- 第29条 特別な事項について必要がある時は、臨時の委員会を設けることができる。
- 第30条 委員会には、委員長1名、副委員長1名を置く。

第10章 総会

- 第31条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。
- 第32条 総会は、定期総会および臨時総会とする。
1. 定期総会は、4月～5月に開催する。
2. 臨時総会は、運営委員会が必要と認めた時、または会員の4分の1以上の要求があった時開催する。
- 第33条 総会の議事は、出席者の過半数で決する。

- 第 34 条 総会は次の事項を議決する。
1. 事業報告および事業計画
 2. 規約の改正
 3. 予算並びに決算の承認
 4. その他の重要事項
- 総会の議長は、総会において会員の中から選出する。

第 11 章 運営委員会

- 第 35 条 運営委員会は、本部役員、学年代表委員、委員会代表、教職員をもって構成され、この規約に定める事項を審議または運営処理する。

第 12 章 代表者会

- 第 36 条 代表者会は、本部役員、委員会代表をもって構成され、次年度の運営に必要な事項を審議する。

第 13 章 細 則

- 第 37 条 この会の運営に関し、必要な細則はこの規約に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て定める。
- 第 38 条 運営委員会は、細則を制定または改廃した場合には、その結果を次期総会に報告しなければならない。
- 第 39 条 この会の円滑な運営を目的として、必要に応じて顧問を置く。顧問は会長を退任したものとす。

第 14 章 個人情報取り扱いについて

- 第 40 条 個人情報の取り扱いについては「志木第四小学校もくせい会個人情報取扱方法」により対処する。

第 15 章 改 正

- 第 41 条 この規約は、総会において出席者の過半数以上の賛成がなければ改正することができない。

第 16 章 付 則

この会則は、昭和 56 年 5 月 9 日より施行する。
この会則は、昭和 57 年 4 月 16 日、一部改正施行する。
この会則は、平成 7 年 4 月 21 日、一部改正施行する。
この会則は、平成 13 年 5 月 1 日、一部改正施行する。
この会則は、平成 17 年 5 月 6 日、一部改正施行する。
この会則は、平成 18 年 5 月 10 日、一部改正施行する。
この会則は、平成 22 年 5 月 7 日、一部改正施行する。

この会則は、平成 23 年 5 月 6 日、一部改正施行する。
この会則は、平成 24 年 5 月 2 日、一部改正施行する。
この会則は、平成 26 年 4 月 30 日、一部改正施行する。
この会則は、平成 27 年 4 月 30 日、一部改正施行する。
この会則は、平成 29 年 5 月 10 日、一部改正施行する。
この会則は、平成 30 年 5 月 8 日、一部改正施行する。
この会則は、平成 31 年 4 月 25 日、一部改正施行する。
この会則は、令和 2 年 5 月 25 日、一部改正施行する。
この会則は、令和 4 年 4 月 26 日、一部改正施行する。

細 則

第 1 章 慶 弔

- 第 1 条 児童および会員が下記に該当する場合には、慶弔の意を表す。
1. 児童、会員の死亡の時は、金 5,000 円を贈る。
 2. 教職員が疾病負傷等により入院した時は、金 3,000 円を贈る。
(ただし 1 週間以上とする)
 3. 児童が学校管理下において負傷により入院した時は、金 3,000 円を贈る。
(ただし、1 週間以上とする)
 4. 教職員が転退職した場合は、記念品を贈る。
 5. 教職員が結婚した場合は、祝金 3,000 円を贈る。
(学年、学級単位では行わない)
 6. 返礼は必要としない。

第 42 章 改 正

- 第 42 条 この細則は、運営委員会において構成委員の 3 分の 2 以上の賛成がなければ、改正することができない。改正の結果は次期総会に報告する。

付 則

この細則は、平成 28 年 3 月 2 日、一部改正施行する。

志木第四小学校もくせい会個人情報取扱方法

第1章 目的

第1条 この個人情報取扱方法は、志木第四小学校もくせい会(以下「本会」という。)が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、本会活動の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的とする。

第2章 指針

第2条 本会は個人情報に関する法令等を遵守し、個人情報保護法に則って運用管理を行う。活動においても個人情報の保護に努め、要配慮個人情報は取扱わないものとする。

第3章 周知

第3条 個人情報取扱方法は、総会資料または通知などにより会員に周知する。

第4章 利用目的

第4条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- (1) 会費請求、管理等のための連絡
- (2) 文書等の送付
- (3) 本会役員・委員・会員名簿等の作成
- (4) 委員選出及び役員候補者選出、その他もくせい会活動実施のため

第5章 個人情報の取得

第5条 本会が取扱う個人情報及び利用の同意については、もくせい会会長に書面で提出された、氏名、電話番号、その他必要とするもので同意を得た事項とする。

第6章 同意の取消し

第6条 会員は、取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目または全ての事項について、同意を取り消すことができる。

第7条 不同意の申し出があった場合、直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。ただし、名簿などとして既に配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

第7章 管理

第8条 個人情報、本会が適正に管理し、不要となった場合は適正かつ速やかに廃棄する。

第8章 第三者提供の制限

第9条 本会は、次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得る事が困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第9章 改正

第10条 この個人情報取扱方法は、運営委員会において実施する。ただし運営委員会構成委員の3分の2以上の賛成がなければ、改正することができない。改正の結果は次期総会に報告する。

第10章 管理者・取扱者

第11条 管理者を会長、取扱者を運営委員会構成員とする。

第11章 秘密保持義務

第12条 管理者、取扱者は個人情報をみだりに他人に知らせ、また不当な目的のために使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第12章 利用目的の明示

第13条 個人情報を取得する際はあらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

付 則

この個人情報取扱方法は、平成30年3月9日より施行する。

この個人情報取扱方法は、令和元年5月26日、一部改正施行する。